



持続可能な 医療のために

☎ 医療保険課 32-1417

医療機関がない、遠いなどの「無医地区」が存在する三角町から不知火町松合の地域。今後は高齢化の進行により、車の運転を控える高齢者が増えることが予想されています。

通院が難しい人が増える中で、地域に暮らす誰もが安心して医療を受けられる体制づくりが求められています。

その新しい形として注目されているのが、医療設備を車両に搭載して、通院の負担を減らす「医療MaaS」です。県内ではすでに山都町や小国町、八代市で導入され、オンライン診療や医療MaaSなどが地域医療を支える手段として活用されています。

そして市内でも、こうした取り組みが動き始めています。済生会みすみ病院では、既にオンライン診療を始めており、今は医療MaaS事業への参画検討を進めるなど、地域医療を支える新たな仕組みづくりに取り組んでいます。

新しい技術や仕組みを活用した、これからの地域医療の形を紹介します。

済生会みすみ病院での取り組み

旧松合医院でのオンライン巡回診療



旧松合医院の設備を活用し、毎月巡回診療を実施。現在、Web 会議システムで旧松合医院と済生会みすみ病院をつなぎ、オンライン巡回診療を行っています。

利用者からは「移動の負担が少なくなっておりありがたい」と好意的な声が聞かれます。

※オンライン診療をご希望の人は、右記問い合わせ先へご相談ください。

医療 MaaS(Mobility as a Service) の体験イベント



10月26日に開催された「健康フェスタ」では、医療 MaaS のデモカー体験会が行われ、多くの市民の皆さんが参加しました。

実際に活用されると、自宅前や公民館などで、外来と変わらない診療が受けられるようになります。

☎ 済生会みすみ病院 53-1611



病院が身近にない地域でも、安心して医療を受けられるようにすることは、地域に暮らすみんなの願い。市も、先行事例を参考にしながら、地域の実情に合った新しい医療のかたちを検討しています。

今後も、新しい技術の活用や地域の声を大切にしながら、持続可能で優しい医療の実現に向けて取り組んでいきます。

令和7年8月豪雨
災害支援の重要なお知らせ（特記のないものは令和7年11月20日時点）

市 HP では随時情報を更新しています



※宇城市は令和7年11月14日付けで激甚災害に指定されました。

1. 支援金・見舞金・貸付



被災者生活再建支援金を支給します

自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

対象者(いずれかに該当すること)

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

※半壊世帯で解体した場合は②に該当する可能性があります。担当課へ相談ください

受付窓口 社会福祉課地域福祉係

必要書類

基礎支援金 罹災証明書、住民票 など
加算支援金 契約書(例：住宅の購入、賃借) など

※申請者の状況により追加書類を提出していただく場合があります

申請期限

基礎支援金 令和8年9月9日㊶
加算支援金 令和10年9月11日㊶

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まり次第、加算支援金の申請を行うこともできます

支給額 ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

☎ 社会福祉課 32-1387

災害復興住宅融資を行います

住宅金融支援機構では、大雨災害で住宅に被害を受けた人向けに住宅を復旧するための「災害復興住宅融資」を行っています。それぞれの事情に合った対応を行いますので、相談ください。

※補修資金の他に、建設・購入資金メニューもあります



高齢者向け
返済特例



補修資金の
融資

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構熊本センター 096-241-6180